

令和3年度第3回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 令和4年1月21日（金）
と ころ 小金井市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

令和3年度第3回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和4年1月21日（金）
場 所 小金井市役所本庁舎3階第1会議室

出席者 〈委 員〉

江 頭 みのぶ	加 藤 由喜枝	高 橋 智
瀬 口 秀 孝	西 野 裕 仁	穂 坂 英 明
黒 米 哲 也	田 中 智 巳	小 堀 哲 郎
遠 藤 百合子	岸 田 正 義	た ゆ 久 貴
安 田 けいこ	吉 田 幹 哉	

〈保険者〉

市民部長	西 田 剛
保険年金課長	田 嶋 隆 行
国民健康保険係長	井 上 義 秀
国民健康保険係主査	千 葉 祐 生
国民健康保険係主査	杉 野 俊 太 郎
国民健康保険係主事	力 丸 陽 介

議 題 日程第1 令和4年度国民健康保険税の税率改定について（諮問）
日程第2 その他

令和3年度第3回小金井市国民健康保険運営協議会

令和4年1月21日

◎遠藤議長 皆様がお見えになりましたので、令和3年度第3回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきたいと思っております。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本来ですと、市長から御挨拶いただくところでございますが、諸事情のため欠席と聞いておりますので、代わりに市民部長から御挨拶をいただきます。西田市民部長、よろしくお願いいたします。

◎西田市民部長 皆様、こんばんは。着座にて失礼させていただきます。

本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。日頃から本市の国民健康保険事業並びに市政全般にわたり御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は、令和4年度の国民健康保険税の税率改定について諮問させていただくこととなりました。令和3年度は改定を見送らせていただいたものの、本市の依然厳しい国保財政運営の背景の中、制度の維持を図るには、被保険者の健康の維持・増進の推進等による医療費の適正化と並び、適切な保険税率の設定が重要であることを御理解いただき、御審議いただければ幸いです。

内容につきましては後ほど担当から御説明させていただきますが、委員の皆様方の御理解と御協力を賜りながら、国民健康保険制度の円滑な運営に努めていきたいと考えております。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、本日から都内全域にまん延防止等重点措置の要請がされたことから、感染拡大を抑えるため、本協議会は、事務局を含め、一部リモートで実施すること、併せて終了時間につきましても、恐縮ですが、1時間以内をめどに終了できるよう皆様の特段の御協力をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎遠藤議長 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について、事務局から報告をお願いいたします。

◎井上国民健康保険係長 では、事務局から御説明いたします。本会議の成立の可否について御報告いたします。現在、定数17名中、14名、2分の1以上の御出席をいただいております。なおかつ、条例で定めております第1号から第3号の各委員1名以上の御出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、この旨御報告いたします。

また、対面・オンライン併用の会議についての説明をいたします。カメラはオンにしておい

てください。あと雑音を避けるため、音声はミュートにさせていただき、御発言するときにマイクをオンにするようお願いいたします。また、委員以外の方が映り込まないように御注意ください。発言する際は挙手し、指名されましたらマイクをオンにさせていただいて御発言ください。

続いて、その他注意事項でございます。録音や録画は行わないようお願いいたします。

会場にいらっしゃる方につきましては、特に変わりございません。発言する際は挙手し、指名されましたら御発言ください。

なお、宮下委員からは本日欠席する旨の御連絡をいただいておりますので、お伝えいたします。

以上です。

◎**遠藤議長** ここで、本日の配付された資料の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

◎**井上国民健康保険係長** では、本日配付資料の確認をさせていただきます。確認させていただく前に事前配付資料の差し替えがございます。事前に配付させていただいた資料の一部に差し替えがございましたので、差し替え分も含めて一式、本日机上に配付させていただいたものに差し替えをいただきたくお願いいたします。大変お手数をおかけし、申し訳ございません。

それでは、資料の確認でございます。

机の上に配付しております資料2点でございます。「本日の日程」と「税率改定関連資料」でございます。

以上でございますが、資料の不足の方はいらっしゃいますでしょうか。

◎**遠藤議長** 資料の不足の方はいらっしゃらないという確認でよろしいですね。

それでは、議事に入りたいと存じます。新型コロナウイルス感染症が急激に感染拡大をしております。できるだけ短時間で会議を終了したいと思いますので、慎重な審議をしていただきつつ、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。

まず、会議録署名議員の指名ですが、田中委員と小堀委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程第1「小金井市国民健康保険税の税率改定について（諮問）」を議題といたします。

諮問を求めます。

◎**西田市民部長** 令和4年1月21日。小金井市国民健康保険運営協議会会長、遠藤百合子様。小金井市長、西岡真一郎。代読とさせていただきます。

小金井市国民健康保険税の税率改定について（諮問）。

国民健康保険の円滑な財政運営を確保するため、小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を下記のとおり改正したいと考えています。つきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則（昭和34年規則第6号）第2条の規定に基づきまして、貴協議会の意見をお示し願います。

記、諮問事項。

小金井市国民健康保険税条例の一部改正について。

改正内容。

1、医療分（1）国民健康保険の被保険者に係る所得割額について、100分の5.75を、100分の6.04に改正する。この改正は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税から適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとする。

以上です。よろしくお願ひいたします。

◎遠藤議長 お預かりさせていただきます。ただいま市長より諮問がございました。諮問書の写しを皆様に御配付させていただきたいと思ひます。ただいまオンラインで御参加の皆様方については、諮問書は後ほどということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（諮問文配付）

◎遠藤議長 皆様のお手元に諮問書がお渡りになったと思ひます。それでは、ただいまの諮問につきまして、細部につきまして事務局の説明を求めます。

◎井上国民健康保険係長 それでは、説明いたします。

では、日程第1「小金井市国民健康保険税の税率改定について」の御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、資料1「納付金・標準保険料率・保険税調定額について」ですが、基本的には、前回の運営協議会で配付した資料と同じものではございますが、国民健康保険事業費納付金が、前回は仮係数が、今回、確定係数になったことにより、「2 納付金の算定方法」と、「5 令和4年度確定係数に基づく納付金・保険税調定額」、「6 令和4年度確定係数に基づく標準保険料率」の数値が変更となっております。

納付金の仕組み自体は前回御説明したとおりでございますので、省略させていただきますが、3ページの「5 令和4年度確定係数に基づく納付金・保険税調定額」を御覧ください。

納付金が35億9,900万1,492円となっております。

前回の運営協議会で仮係数に基づく数値では前年度比約3億円の増になったと御説明いたしました。確定係数に基づく数値では約7,000万円減額され、前年度比約2億3,000万円の増となりました。

納付金自体は市から東京都へお支払いするものでありますが、実態としては被保険者の皆さんへお支払いする保険給付費の原資となるものです。

保険という制度である以上、給付が増えた分については保険税に反映せざるを得ないことは御理解いただきたく存じます。

ここに財政健全化計画に基づく法定外繰入金の削減をのせますと、2億8,000万円の歳入の増、または歳出の削減が必要ということになります。

財政健全化計画では、歳入の確保、収納率向上対策の推進、保健事業等の取組による医療費の削減により、毎年5,000万円の法定外繰入金の削減を行うこととしており、様々な取組により5,000万円に届かない分について税率の改定をさせていただいております。

しかし、今回、医療費の削減についてはむしろ増えてしまっています。

5,000万円に届かなかった額2億8,000万円を全額税に転嫁するとなると、さすがに被保険者の皆様の負担が急増してしまうことから、計画の上限である5,000万円を改定額とさせていただきます。

残りの2億3,000万円につきましては、「歳入の確保、歳出の削減」で5,000万円、「基金の取崩し」で5,000万円、「令和4年度法定外繰入金削減の取りやめ」で5,000万円、「法定外繰入金の増額」で8,000万円、合計2億3,000万円を工面しているところでございます。

次に「資料2 令和4年度国民健康保険税算定の考え方」を御覧ください。どのように税率の改定を行うかについて記載しております。資料一番下の表、「3 令和4年度保険税率改定案」の「(2) 令和4年度保険税率改定案と令和3年度保険税率の比較」の表が一番分かりやすいかと思えます。令和4年度の改定案では、医療分の所得割を5.75%から0.29%改定しまして、6.04%としています。医療分の均等割並びに支援分、介護分については変更ありません。

次に、「資料3 小金井市国民健康保険税改定内容(案)総括表」の資料を御覧ください。税率改定による市の歳入への影響をお示ししています。令和4年度は医療分の所得割、医療分と後期分の賦課限度額の改定を行いますので、「(1) 医療分」と「(2) 後期高齢者支援分」の表に変動があります。

まず「(1) 医療分」です。

「②改定額内訳」を御覧ください。

⑦の所得割総額は、現行税率では13億7,023万4,000円のところ、所得割を0.29%引き上げたことにより14億3,806万円に、6,782万6,000円の増収になります。

④の均等割総額は、子どもの均等割軽減の実施の影響による減でございます。⑤の賦課限度額超過額のところは、前回答申をいただいた賦課限度額の改定の影響による増でございます。

ここに端数調整を行いますと、医療分では4,951万円の増収ということになります。

(2) 後期高齢者支援金分につきましては税率の改定はありませんが、子どもの均等割軽減の実施の影響と賦課限度額の改定の影響により、均等割が43万1,000円の増収となります。

(3) 介護分につきましては税率の改定はなく、対象が40歳以上であることから、子どもの均等割軽減の影響もありませんので、影響額はゼロとなっております。

(4) 全体分を御覧ください。前回、今回の諮問事項を合わせますと、令和4年度は4,994万1,000円の増収となります。

(5) 1人当たりの国民健康保険税を御覧ください。令和4年度の被保険者数は2万2,084人を見込んでおりますので、1人当たりになりますと2,261円、御負担いただくこととなります。

次に、「資料4 国民健康保険税税率改定状況」は、過去10年の税率改定状況をお示したものです。こちらは御参考に御覧いただければと思います。

次に、「資料5、令和3年度26市国民健康保険税（料）率等の状況」は、多摩地域の国民健康保険税の各市比較でございます。

今回諮問しているのは令和4年度の税率改定についてですが、まだ各市の税率改定の状況が公表されていないため、参考に令和3年度の各市の状況をお示しいたしました。

後期高齢者支援金分の均等割が1位、介護納付金分の所得割が3位、均等割が2位と、26市でも上位になっておりますが、医療分の所得割は6位、均等割は20位、後期高齢者支援金分の所得割は7位となっております。税金のうち、均等割よりも所得割の割合が高いため、当市のような平均所得の高い市は高額になりがちですが、所得階層ごとに比較すれば、そこまでということではありません。

説明が長くなりましたので、最後にまとめますと、令和4年度の税率につきましては、医療分の所得割を5.75%から6.04%へ、0.29%の改定を考えており、税率改定による影響額は4,991万1,000円、1人当たり直しますと2,261円となります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

◎遠藤議長 事務局の説明が終わりました。

委員の皆様から御質問いただきたいと思いますが、御意見のある方、お手をお挙げください。たゆ委員。

◎たゆ委員 着座で失礼します。率直な意見が出ればいいのですが、私、いつも関心を持っている者なので、ちょっといろいろ意見もありますが、端的に質問と意見を申し上げますので、議事に協力したいと思います。ただ、市民の命と健康に関わる問題ですので、聞くべきことは聞きたいと思っております。

1つ目が、まず事前に聞いておけばよかったことで申し訳ないのですが、資料の見方で分からないところがありまして、資料3の(1)の医療分の「②改定額内訳」の「㊦賦課限度額超過額」のところは約2億6,200万から2億7,400万円に金額が増えているのですが、その下の後期高齢者支援金分のほうは約1億600万から約1億200万に減っていて、両方とも賦課限度額を上げたのですが、影響額が減っているのと増えているのとで違っていて、医療分については1月5日のときの資料を見ますと、改定後は2億5,700万円ぐらいということで、その影響額も約470万円のマイナスになったのですが、今回の資料3では1,200万円のプラスになっていて、これというのは、医療分については、この原因は、賦課限度額を引き上げても所得割の改正の影響で限度額を超過する人数とか額が増えて、超過額も増えたと、そういうことでしょうか。

◎千葉保険年金課主査 今委員から質問いただいた部分ですが、ちょっと表の見方が分かりにくいので、具体的な数字でイメージいただきやすいように御説明いたします。例えば100万円の所得がある方で、税率が10%だったとすると、そのときの税額は10万円ということになります。このときに、実際の数字は違いますが、賦課限度額が8万円だった場合、超過する部分は2万円ということになるのがこの表の左側の部分になります。前回、お諮りさせていた

だいたのは、この8万円というところを9万円に引き上げさせていただいたというところで、そうすると、超える部分が、前まで2万円だったものが1万円に減りますので、本来でしたら減るはずですが、今、委員がお話していただいたとおり、そもそもの税率が10%から15%になりますと、最初にかかる部分が増えますので、そうすると、超過する部分も多くなるということで、そのところでプラスマイナスが発生して、この表に反映されているというような形になっております。

◎遠藤議長 たゆ委員。

◎たゆ委員 多分私の理解で間違いなかったのだなというふうに、理解しているのですが、ありがとうございます。

本題ですが、まず、東京都に対して私はこの場をお借りして意見を言いたくて、東京都が示した仮係数では値上げ幅がとんでもない状況になっていたと思いますので、課長に廊下などで聞いたら、小金井市も他市と同様に、東京都に、これでは大変だというふうに意見をされたということであるということであればそれはよかったですと思います。奮闘されて、それは御尽力あったと思って感謝申し上げます。ただ、もっと厳しく、国や東京都に地方自治体の厳しさというのを意見して、これからも言っていただきたいと思っております。東京都が、国が示した仮係数のまま試算した額では、ちょっと申し上げたいのですが、各市区町村が独自の法定外繰入れを行わない場合に、都全体で加入者1人当たり約17万2,000円になりまして、今年度の15万7,000円よりも1万5,000円もの値上げを東京都は押しつけてきたわけですし、小金井市においても、資料によれば、1人当たり15万5,000円から17万4,000円と1万9,000円もの値上げを一旦迫られていまして、これについては、コロナ禍で生活がより大変になっている下で、今でも高過ぎる国保料をこれ以上値上げするなんていうことは許されないことだと東京都に意見を申し上げたいと思っております。

それで、小金井市の話ですが、確定係数になって、今、報告いただいたとおりの納付金などでして、仮係数のときから確定係数に変わって、市民負担増の幅は減ったのですが、どちらにしても令和3年度よりも値上げすることは変わらないという諮問が今日出されております。資料3のところですけど、後期高齢者支援分、介護分、この所得割と均等割を値上げしないことはよかったですと思っておりますし、医療分の均等割も値上げしないことはよかったですと思っております。ただ、医療分の所得割が0.29%増えて、限度額の引上げについて、前回の運営協議会で答申したものと合わせた全体では、来年度は調定額が2.1%増えて、約5,000万円の市民負担の増加、加入者1人当たり2,261円の値上げということでありまして。さらに報告の中で、全体で2億8000万円の負担の中で令和4年度分の法定外繰入金削除一部とりやめで、2億3000万円がいいのですね。新たな負担の中で、1億3000万円は市が負担を増やすけれども、5,000万円は基金の取り崩し、5,000万円は市民負担にするということでありまして。コロナ禍で生活がより大変になっている下で、今でも高過ぎる国保料をこれ以上値上げするということは、私は許されないことだと思っております。その点は市の見解はいか

がでしょうか。市民生活をどのように考えているのでしょうか。一般会計からの繰入れを増やせば市民負担を増やさないことは可能であって、それを行うべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎井上国民健康保険係長 ただ今の御質問は、税率改定による影響額5,000万円分に関する御質問かと存じます。この税率改正につきましては、財政健全化計画では、毎年5,000万円の法定外繰入金の削減を行うこととしております。毎年、歳入の確保や歳出の削減を行って、5,000万円不足している部分について税率改定を行っております。令和4年度につきましては、歳出のうち、納付金、言い換えれば医療費が令和3年度よりも2億3,000万円分も増えてしまっているということから、本来で言えばその分税率改定で賄わなければならないところでございますが、ただ全額を税に転嫁するということになる、さすがに被保険者様の負担が急増してしまうということで、計画上の増減である5,000万円を改定額というふうにさせていただいたところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

◎遠藤議長 たゆ委員。

◎たゆ委員 もう意見で終わりますので。でも、ちょっといろいろ言いたいのですけど。確かに負担が大きいのは私も分かっていますし、本当に大変だと思うのですが、そこを頑張りたいと思っているのです。市民の命と健康がかかっている問題でして、最後意見を申し上げたいのですが、資料にも記載がある、税率改定検討の前提というのがあって、将来的な保険料水準の統一化に向けて、標準保険料率に近づけていくとあるのですけれども、これは値上げし続けることを意味するので、そういう発想はやめていただきたいと思います。同じように国保財政健全化計画は一般会計からの繰入れを毎年減らして、毎年、市民負担を増加させる計画ですので、これは見直しするべきだというふうに申し上げたいと思います。

小金井市は、ここ何年間もずっと9年ほど、たしか9年ぐらい、ずっと多摩26市で国保料が一番高い状況です。市独自の負担軽減が弱いことが原因というのは明らかですので、負担軽減こそ行うべきだと思っております。一般会計からの繰入れは自治体の判断でできるというのが厚労省の国会答弁ですので、削減しなければいけないものではないはずですので、そこは理解していると思っておりますが、それを実行していただきたいと思っております。

国保制度は構造的な問題を抱えていると言われておりまして、全国的には国民の4人に1人ほどが加入していると言われていたのですが、それほど加入しているにもかかわらず、国保料は被用者保険の協会けんぽなどと比べて著しく高くなっておりまして、例えば子供がいる世帯では1.7倍とか、1.8倍とか、2倍弱の保険料の状況があります。国保制度ができた頃というのは、加入者は農林水産業とか、自営業者が7割ほどの多数を占めていたのですが、最近ではそういった方々は17%ほどで、現在では被用者と無職で77%ほどを占めており、つまり、非正規労働者と年金生活者という方々が多数を占めていまして、それで加入者の平均所得というのがこの25年間で276万から138万というふうに半減している状況があるのです。そういった方が多数を占めるようになってきているのです。加入者の所得が下がっているの

に保険料はここ10年ほど、もっとあれですけど、倍以上に上がっているという。さらに、均等割という制度の下、人数による課税がされて、所得によらない課税のされ方もしている状況です。なので、加入者の負担だけでは制度を維持できないという、こういう全日本的な構造的な問題があって、つまり、行政の支援がなければ成り立たないということが明らかだと思っております。

こういう状況で全国知事会とか全国市長会も、数年前には、国に1兆円の財政支援を求めるほど、そういう大変な状況があります。国保料を払えずに滞納している人というのは全国一般的には15%ほどいまして、小金井市は今資料がないので、前、資料請求したのですが、分からないのですが、15%ほども払えなくて滞納している人がいまして、そういった方々は保険証をもらえなくなってしまって、小金井市はそういうことはやってないと伺っていますが、一般論として、病院に行けなくて、必要な治療が受けられなくて、取り返しがつかなくなって亡くなってしまうという、そういった方々が報道とか調査が後を絶たない状況があります。憲法が保障する健康で文化的な生活を守るために、市民の暮らしと健康を守るためには、市が一般会計からの繰入れを増やして、独自の負担軽減を行っていただきたいと切に申し上げます。国保制度が維持できても、市民生活が維持できなければ意味がないと思っております。

あと、現在、被用者保険に入っている方でも、退職すれば国保加入者になりますし、国民皆保険制度の精神の下、被用者保険制度もあると思っておりますので、国保に市の財政のお金を使うことが不公平でも何でもないと思っております。市は積極的に役割を果たしていただきたいと思います。加入者の自己責任で負担を求めることはできない状況ですし、政治が解決しなければいけない課題だと思っております。端的に国保の値上げは反対ですし、子供の均等割軽減を一定行っていただいておりますけど、さらなる拡充が必要だと思いますし、コロナ減免も、前年度の比較ですと、コロナ2年目、3年目になっていきますから、コロナが起こる前との、2019年度の比較でコロナ減免をやっていただくことが必要ですし、傷病手当制度も金額を、しっかり賞与を含めるなど、さらなる拡充や、対象者を非正規雇用とか、フリーランスとか、そういったコロナの影響をもろに受けている人こそ対象になるような拡充を、そういったことをやっていただきたいと意見を申し上げます。

以上です。

◎遠藤議長 ほかにご意見がございますでしょうか。加藤委員。

◎加藤委員 この答申の中で、意見として申し添えるの中に、2番、一般会計からの法定外繰入れを増額するという一文を入れていただいたのですけれども、これはそもそもの、さっき、たゆ委員がちよっと触れていたところ、ああ、そうだなと思って聞いていたのですけれども、健康保険の必携書の中に、1つだけ、ちょっと時間がないので一言だけ申し上げますと、34ページにありますけど、そもそもの国民健康保険の特別会計という緩和策ですね。これについては、国民健康保険そのものの構造によって、非常に収入が少ないわけですね。というところから、完全な独立採算が要求されるものとは解するべきではないと考えられると。併せて、国

民健康保険事業というのは、地域住民の福祉増進の一端を受け持つものだ。一般の福祉行政と無縁ではないと書いてあります。ということで、必要に応じて、財政の一部を一般会計から国民健康保険特別会計へ組み入れるべきではないかと考えられるという文章がありまして、ただ、最初、委員になったときに、こういうことなのかということで、この考え方そのもの、私も企業の中での健康保険組合におりましたけど、リタイアした後は年収も半分以下になっておりまして、年金暮らしをしております。そうすると、この国民健康保険そのものの構造的な財源のなさというのはもう当たり前のことで、今この中に書いてある考え方があるのだということを読んで非常に心強かったのですが、そもそもの考え方からこうなんだということを都へなり言っていただければ、今回は西岡市長にそこを分かっていただいて、さらに都のほうにこの構造的な特別会計の考え方を示していただけたらと思います。

以上です。

◎遠藤議長 御意見ですね。

◎加藤委員 はい、意見です。

◎遠藤議長 ほかにはいかがでしょうか。

オンラインで御参加の皆様、御意見ございますでしょうか。

他に御質問がないようでしたら、ここで質疑を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤議長 分かりました。

では、ここで質疑を終了したいと思います。

国民健康保険税の改定は、令和4年度の当初予算に反映する必要があるものとなっております。そのため、令和4年の第1回市議会定例会に議案を上程したいとのことでありますので、答申をまとめたいと考えております。よろしいでしょうか。

(「異議あり」の声あり)

◎遠藤議長 答申といたしましては、市長への諮問のとおり答申することについては異議がございますので、協議会といたしまして、答申をまとめていくという必要性がございます。ですので、規則第8条に基づきまして、多数決を採らせていただきたいと思います。

諮問案に賛成なのか反対なのか、多数決で決定をしたいと思います。たゆ委員、加藤委員の御意見等もございましたので、答申書には主な意見を付すということにおいて進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎遠藤議長 それでは、多数決を採らせていただきたいと思います。市長の諮問のとおり答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

◎遠藤議長 ありがとうございます。

賛成多数でありましたので、市長の諮問のとおりといたします。先ほど申し上げたとおり、多数の貴重な意見がございましたので、答申書にはその意見を付すということにいたしたいと思います。

事務局のほうで答申に付す意見案を作成し、それを委員の皆様へ御送付させていただきます。それに対して意見等があれば、期限までに連絡等していただければと思います。いただきました御意見の取扱いについては、私、会長に一任させていただきますようお願い申し上げます。

次に、日程第2、その他に入りますが、事務局から何かございますか。

◎井上国民健康保険係長 事務局から答申の取りまとめについて御案内いたします。答申案につきましては、本日分と、前回の1月5日の開催分をまとめて、令和4年1月24日の月曜日に皆様へメールをいたします。大変お忙しいところ恐縮ではございますが、メールが届きましたら、内容を御確認いただきまして、何か御意見等あれば、令和4年1月26日の水曜日、午後5時ぐらいまでに御返信いただけるよう、お願いいたしたいと思います。時間がない中で大変恐縮ではございますが、月曜日中にメールをいたしますので、そちらで御確認いただければと思います。

以上でございます。

◎遠藤議長 分かりました。

その他、委員の皆様から何か御意見等ございますか。ないようでございますので、これでまとめたいと思います。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

20時12分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

令和4年1月21日

議 長 遠 藤 百合子

署名委員 田 中 智 巳

署名委員 小 堀 哲 朗